



## 3月の「保安方針、目標、計画評価月間」 にあたって

平成30年2月  
那覇産業保安監督事務所  
所長 平良 浩二

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

経済産業省は、「自分の鉱山に応じた保安体制（保安規程）の確立」を目標とし、鉱山保安マネジメントシステムにより、計画P、実行D、チェックC、見直しAを繰り返していき、よりよい保安対策を進めていくことを支援しています。

昨年度末に開催された沖縄鉱山保安対策委員会では、今年度も毎月目的を持って保安運動を展開する方針を打ち立て、それに基づき実施してもらっておりましたが、早いもので今年度も年度末を迎えます。そこで、3月は、今までの1年間の成果を確認し、次年度につなげるために「保安方針、目標、計画評価月間」として、1年間の実施結果を振り返り評価してもらいたいと思います。

経営トップ、鉱山労働者の皆様におかれましては、この運動の趣旨を理解して、期間中に全員が集まる機会を設けて、以下の内容について、話し合っ、次年度の保安運動に繋げて下さいますようお願いいたします。

保安方針、目標、計画を鉱山労働者に周知し、実行しましたか？

- ・口頭、文書、電子メール等により鉱山労働者への周知
- ・文書、ポスター等での掲示、コンピュータネットワークでの掲示等

保安目標、計画を実行し、達成しましたか？

- ・保安計画の実施結果の具体的な記載状況・記録状況

保安目標、計画の実行、達成について評価し、必要な見直しを行いましたか？

- ・保安計画に基づき実行した取組の達成（実施）状況の定量的評価
- ・達成（実施）できなかった場合の原因調査と改善状況
- ・実施状況の定期的な監査等での確認及びその取組の改善、見直し状況
- ・定期的監査等の確認結果を踏まえた手順等全体の仕組みそのものの評価（有効性評価）
- ・手順等の仕組み全体を見直すための手順書の策定状況。
- ・仕組み等の評価・改善に当たっての保安委員会意見の反映状況。
- ・評価や改善、見直し結果の記録状況

<平成29年度 鉱山保安標語入選作品より>

「ベテランの あなたを狙う 油断の罠」

長嶺 宗吉 （安和鉱山）

# 保安運動「保安方針、保安目標、保安計画評価月間」の実施要領

平成30年2月  
沖縄鉱山保安対策委員会

## 1. 期間

平成30年3月1日（木）～31日（土）までの1ヵ月間

## 2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、保安方針、保安目標の達成のために立案した保安計画が計画どおり実行されているか、期待する効果が現れているかを評価し、必要な見直しを行うことを目的とする。

## 3. 各鉱山の実施事項

(1) 保安方針、目標、計画は、鉱山労働者に周知され、実行されているか。

- ・口頭、文書、電子メール等により鉱山労働者に周知したか。
- ・文書、ポスター等の掲示若しくはコンピュータネットワークで掲示する等いつでも閲覧可能な状態にしているか。

(2) 保安目標、計画は実行され、達成されているか。

- ・保安計画の実施結果が具体的に記載・記録されているか。

(3) 保安目標、計画の実行、達成について評価し、必要な見直しを行ったか。

- ・保安計画に基づいて実行した取組の達成（実施）状況について、定量的に評価したか。
- ・達成（実施）できなかった場合、原因を調査し、達成するために改善等を実施したか。
- ・適切に実施されているか、定期的に監査等で確認を行い、必要がある場合はその取組の改善、見直しを行ったか。
- ・定期的な監査等での確認結果を踏まえ、手順等の全体の仕組みそのものを評価したか（有効性評価）
- ・手順等の仕組み全体を見直すための手順を文書で定めているか。
- ・全体の仕組み等の評価・改善に当たり、保安委員会の意見を反映したか。
- ・評価や改善、見直し等した結果は、記録しているか。

## 4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山の保安方針、保安目標、保安計画の評価実施を推進する。

また、保安方針、保安目標、保安計画を策定した地区では、その実施結果を評価する。

## 5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。

# 保安運動「保安方針、保安目標、保安計画評価月間」推進票

平成30年3月 日

( 鉱山名 ) \_\_\_\_\_ 鉱山

点検者氏名 \_\_\_\_\_

[ 点検項目 ]	チェック
(1) 保安方針、目標、計画の鉱山労働者への周知と実行	
口頭、文書、電子メール等により鉱山労働者に周知したか。	[    ]
文書、ポスター等の掲示若しくはコンピュータネットワークで掲示する等いつでも閲覧可能な状態にしているか。	[    ]
実施した保安教育等は記録し、保存しているか。	[    ]
(2) 保安目標、計画の実行、達成	
保安計画の実施結果が具体的に記載・記録されているか。	[    ]
(3) 保安目標、計画の実行、達成についての評価、必要な見直し	
保安目標の達成状況、保安計画に基づいて実行した取組の実施状況について、定量的に評価したか( パフォーマンス評価 )。	[    ]
措置の実施状況に関する評価、実施結果の効果に対する評価	
達成(実施)できなかった場合、原因を調査し、実施するために改善等を実施したか。	[    ]
MSにおける各種取組が適切に実施されているか、定期的に監査等で確認を行い、必要がある場合はその取組の改善、見直しを行ったか。	[    ]
定期的な監査等での確認結果を踏まえ、手順等の全体の仕組みそのものを評価したか( 有効性評価 )。	[    ]
仕組(システム)全体として合理的に保安向上につながっているかの評価	
手順等の仕組み全体を見直すための手順はあるか。	[    ]
全体の仕組み等の評価・改善に当たり、保安委員会又は鉱山労働者代表の意見を反映したか。	[    ]
評価や改善、見直し等した結果は、記録しているか。	[    ]